

第4回木津川市水道料金及び公共下水道使用料審議会

資料一覧

1 次第

2 配席図

3 **資料1－1** 第1回から第3回における上下水道事業に関する意見の集約

4 **資料1－2** 第1回から第3回における上下水道事業に関する意見の一覧

5 **資料2** 木津川市水道料金及び公共下水道使用料審議会 全体スケジュール

6 **参考資料A** 木津川市議会産業建設常任委員会意見

7 **参考資料B－1** 給水収益・損益の見込み

8 **参考資料B－2** 水道料金改定のイメージ (25%)

9 **参考資料B－3** 水道料金改定のイメージ (15%)

10 **参考資料B－4** 他市町の水道料金体系

11 **参考資料C** 水道料金及び下水道使用料の改定の経緯

12 **参考資料D** 京都府営水道水道料金(受水費)建設負担水量の見直しの影響

※ 事務局からの説明は、主に**資料1－1**、**資料1－2**、**資料2**を用います。

第4回木津川市水道料金及び公共下水道使用料審議会

次 第

日時：令和7年5月13日 午後2時00分～
場所：上下水道部庁舎 2階 第1会議室

1 開会

2 審議事項

(1) 第1回から第3回審議会における上下水道事業に関する意見の集約について 資料1-1、資料1-2

(2) 審議会の全体スケジュールの変更について 資料2

3 その他

4 閉会

第4回木津川市水道料金及び公共下水道使用料審議会 配席図

新川 委員 (国民健康保険山城病院
組合 副管理者)
山岡 委員 (同志社大学
名譽教授)
宮前 委員 (税理士法
人
経営スティー
ショング京都
セナデビア株式会社
な事業所 環境事業本部
センターワークス水処理
クリーニング
技術士) (カナデビア株式会社
けいはん
開発
開発
ジエ



鈴木 委員
(木津川市商工会
女性部常任委員)

藤本 委員
(南都銀行木津支店
支店長)

安永 委員
(タツタ電線株式会社 タツタテクニ
カルセンター システム・エレクト
ロニクス事業本部 企画管理部
総務担当 部長)

園田 委員
(公募委員)

津田 委員
(公募委員)

小島 委員
(公募委員)

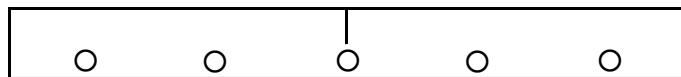
馬 委員
(木津川市社会福祉協議会
会長)

島野 委員
(元地域長)

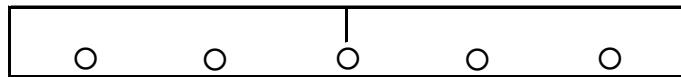
鴛田 委員
(民生児童委員 木津川市
木津西部民生児童委員
協議会 会長)

坂本 委員
(民生児童委員 木津川市
加茂民生児童委員協議会
副会長)

小池 委員
(木津川市女性の会
副会長)



木津川市長
谷口
上水道部長
城田
下水道部長
杉田
上下水道部長
次長
工務課長
石井
業務課長
長岡



業務課係長 富寄 業務課主幹 業務課主幹 課長補佐 工務課
西置 吉岡 田中

工務課主幹 吉岡
工務課主幹 田中
業務課主幹 計長補佐
業務課主幹 計長補佐
秋元 計長補佐

受付 ○ 業務課主任 ○ ○ ○ ○ (備註處)

未彷彿王任
福田

出入口

| 出入口 |

第1回から第3回審議会における上下水道事業に関する意見の集約

項目・段落		意見
全般	①	水道及び公共下水道は、市民生活を支える重要なインフラであり、将来にわたって安定的に運営される必要がある。利用者がその運営を支え、将来にわたって安心して上下水道のサービスを受け続けることができる事が大事である。
1 上下水道事業について		
(1) 施設の強靭化	①	大規模地震等により水道や下水道が使用できなくなると、利用者は困難な生活が強いられることがあるため、計画的に施設や管路・管渠の更新・耐震化を進めていく必要がある。
(2) 人材確保・技術継承	①	効率的な運営のためには、職員を育成していくとともに、業務量に応じた人材の確保が必要である。今後の施設等の更新需要の増や技術継承を踏まえ、人材の増強を図る必要がある。
(3) 経営改善策の実施	①	新水道ビジョンや公共下水道事業経営戦略に掲げている経営改善策については、改善が見込まれる事項については検討から実施に速やかに進めることが望まれる。
(4) 補助金の活用	①	国の施策・動向等を注視し、活用可能な補助金等の財政支援制度を最大限に活用し、上下水道施設の更新等を遅滞なく効率的に進めていくべきである。
(5) 広報・啓発	①	上下水道に対する利用者からの理解と協力を得て、事業者と利用者のパートナーシップを確立するためにも、分かりやすく、シンプルで読みたいと思わせるような広報誌等による啓発活動を実施するとともに施設公開についても検討すべきである。

第1回から第3回審議会における上下水道事業に関する意見の集約

項目・段落		意見
(6) 広域化・官民連携	①	社会インフラの持続可能なスタイルが変化する中で、国においては官民連携のウォーターPPPの推進が打ち出されている。今後、資材・人員等の不足が想定される中で、一つの自治体だけで上下水道の事業運営を行っていくことは非常に困難である。したがって、引き続き国の方針に従って官民連携を推進していくとともに、京都府や近隣自治体との広域化・広域連携等の取組みに努めるべきである。
2 水道事業・水道料金について		
(1) 施設・管路	①	今後の給水人口及び水需要の減少を想定した水道施設の統廃合・ダウンサイ징を行い、管路についてもアセットマネジメントに基づいた老朽管の計画的な更新、基幹管路を優先した耐震化を進めていく必要がある。
(1) 施設・管路	②	管路の老朽化が進むと漏水事故が増えてくるが、大規模な漏水事故が起きないよう、必要に応じて事前に漏水調査を実施するなど対策を講じることが必要である。
(1) 施設・管路	③	木津・加茂・山城のそれぞれの地域間の連絡管を整備し、府営水や余剰水を融通できるようにするなど効率化・強靭化に繋がる取組みの検討が望まれる。

第1回から第3回審議会における上下水道事業に関する意見の集約

項目・段落		意見
(2) 経営改善	①	将来の管路更新の需要増加を踏まえ、財源を確保していく必要があるが、給水人口の減少や節水により水需要は減少し、収益の減少により経営環境は悪化していく。SDGsの観点から環境問題を考慮した節水等の啓発については、別に取り組んでいく必要はあるが、水道事業者としては「市販のミネラルウォーターと比較して、ペットボトル容器の製造やリサイクル、輸送等が不要であり、環境にやさしく、かなり安価であること。」等、水道水の利用を促進するメッセージを発信していくことも考えるべきである。
(2) 経営改善	②	浄水場や管路等水道施設は世代を超えて使用する施設であり、これらの事業の財源確保にあたって、企業債は重要な資金調達の手段である。しかし、今後さらに資金需要の増大が見込まれる中、企業債に過度に依存すると、将来世代への大きな負担増加につながる。
(2) 経営改善	③	新水道ビジョンにおいて企業債残高が給水収益の2倍以内に抑えることを目標としていることは評価できるが、その目標の設定と達成状況が妥当であるかなど、定期的に検証することが必要である。
(2) 経営改善	④	財政調整基金については、確保しておくことは効率が悪いと考えられるため、水道料金の引き上げを抑えるため、計画的に活用していくべきである。
(3) 水道料金の改定	①	今後は料金収入が減少するなか、物価高騰や施設・管路の更新需要の増加に対応しつつ、計画どおり更新・耐震化を進めていくためには、その財源の確保が必要であるが、一般会計で実施される各種施策に影響を与えないためにも、一般会計からの繰入に頼らないことが必要である。

第1回から第3回審議会における上下水道事業に関する意見の集約

項目・段落		意見
(3) 水道料金の改定	②	新水道ビジョンに示された水道料金の改定案（改定時期：令和9年1月、料金改定率：25%の引き上げ）については、財源確保のためには必要と認められる。
(3) 水道料金の改定	③	しかし、改定率25%の引き上げは非常に大きく、利用者への影響が大きいため、段階的引き上げ等の激変緩和措置を検討することが必要である。段階的引き上げにおいては、早期に第1段階の改定を行い、期間において第2段階の改定を行うなど、計画期間における必要な水道料金の収入を確保し、施設の更新等の計画に遅れが生じないようにすることが重要である。また、第2段階の引き上げは数年先になることが見込まれるため、施設の更新等の進捗や物価高騰の状況、府営水道の受水費の動向等により、改定の時期と必要な改定率について再度検討するべきである。<参考資料A、参考資料B－1～4>
(4) 水道料金体系	①	水道料金体系については、水道施設を新しく作って増築していく拡大拡張期の利用者の負担の公平性と現在の維持管理が中心となる時代の負担の公平性は異なり、今の時代にふさわしい公平な料金体系としていくため、次の事項について検討が望まれる。 <ul style="list-style-type: none"> ○口径別・遅増制となっている従量料金単価は遅増度の緩和、段階的に均一 ○基本水量10m³の引き下げ、廃止 ○固定経費を基本料金、変動経費を従量料金に反映 ○料金体系の変更においては利用者の経済的負担を配慮

第1回から第3回審議会における上下水道事業に関する意見の集約

項目・段落	意見
3 公共下水道事業・下水道使用料について	
(1) 施設・管渠	<p>① 下水道の役割には、自分の土地からの汚水の排除という私的便益がある一方、浸水防除をはじめ、地域の公衆衛生の確保、公共用水域の水質保全等、不特定多数に便益が及ぶ公的便益があり、また、下水道への接続者の増加による使用料収入の増加は経営改善にも繋がるため、下水道未普及地域の早期解消、接続率の向上に努めていく必要がある。</p>
(1) 施設・管渠	<p>② 下水道事業はインフラ整備の形で進められてきたが、これからは経営という観点を持ちながら維持管理をしていくことが重要になってくる。適切な維持管理を行い、埼玉県八潮市で発生した下水道管の破損を起因とする陥没事故のようなことが起こらないよう、未然の防止対策に努めなければならない。</p>
(2) 経営改善	<p>① 使用料の改定による収支の改善は、経営戦略に掲げられた事業計画と、経営基盤強化策が確実に実施されることが前提である。そのため、毎年度、的確に経営状況を把握するとともに、検証と見直しを着実に行い、将来世代への負担軽減に配慮しながら、経営の健全化を図る必要がある。</p>
(2) 経営改善	<p>② 投資・財政計画等は、経営戦略の計画期間である10年間のみを検討するのではなく、30～50年スパンで検討し、将来の社会経済情勢等の急激な変化により、大幅な使用料改定等が発生することがないよう、長期的な視野を持って検討していくことも必要である。</p>

第1回から第3回審議会における上下水道事業に関する意見の集約

項目・段落		意見
(3) 下水道使用料	①	<p>下水道事業が抱える要因は水道事業と酷似し、経営の安定化を図るために、基本・従量使用料、基本水量のバランス、遅増度等の各視点から、いまの時代に相応しい使用料体系にしていくため、次の事項について検討が望まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○従量使用料単価の遅増度の緩和 ○基本水量の縮小 ○使用料体系の変更においては利用者の経済的負担を配慮
4 その他	①	<p>社会経済情勢等の変化を鑑み、更新・耐震化事業の進捗状況や経営状況を定期的に確認・分析を行うとともに、今後も概ね5年ごとに水道料金及び公共下水道使用料のあり方を検証し、審議会に諮られたい。</p>

第1回から第3回審議会における上下水道事業に関する意見の一覧

番号	水道 下水道	項目	該当番号	内容	備考
1	上下水道	上下水道事業	全般	上下水道事業は、市民生活の根幹となる重要なインフラであり、自分たちがその施設の運営を支え、将来にわたって安心して上下水道のサービスを受け続けることができる上下水道事業にしていくことが大事である。	
2	上下水道	施設の強靭化	1 (1)	大規模地震等により水道や下水道が使用できなくなると、困難な生活が強いられることになる。施設や管路の耐震工事を進めていかなければならない。	
3	水道	人材確保・ 技術継承	1 (2)	令和7年度から市長が管理者を兼務することになり、市長の業務が過重になることも考えられ、職員がフォローしていく方向性とのことであるが、現場の職員の負担感が膨らまないようにする必要がある。	
4	水道	人材確保・ 技術継承	1 (2)	効率的な運営のためには、職員を育成していくことが非常に大事であり、安易な人件費の削減は好ましくない。	
5	水道	人材確保・ 技術継承	1 (2)	水道に携わる職員の時間外勤務は過去から多い。仕事の量が増えればそれだけの人数が必要であり、職員1人あたりの仕事の業務量が適切になるよう、人材の確保が必要である。	
6	水道	人材確保・ 技術継承	1 (2)	新水道ビジョンP65の「年齢別職員構成」を見ると、若手・中堅職員が非常に少なく、将来の事業運営に不安が募る。人材確保が急務と考えるが対応施策が必要である。	
7	水道	経営改善策 の実施	1 (3)	新水道ビジョンに示されている経営改善策については、経営が改善するものについては検討から実施に速やかに進めるべきである。	
8	水道	補助金の活用	1 (4)	国等からの補助金の活用していくべきである。	
9	水道	補助金の活用	1 (4)	国の施策・動向等に注視し、活用可能な財政支援制度を最大限に活用し、水道施設の更新等を遅滞なく効率的に進めて欲しい。	

第1回から第3回審議会における上下水道事業に関する意見の一覧

番号	水道 下水道	項目	該当番号	内容	備考
10	下水道	補助金の活用	1 (4)	国の施策・動向等に注視し、活用可能な財政支援制度を最大限に活用し、下水道施設の更新等を遅滞なく効率的に進めて欲しい。	
11	水道	広報・啓発	1 (5)	水道事業について理解を深めていただくため、施設公開等を検討していただきたい。	
12	水道	広報・啓発	1 (5)	水道広報（きづがわしの水道）は、読みづらく、カラーイラスト等を入れるなど、読み手が「読みたい」と思うような工夫が必要だと思う。特に、「持続可能な社会の創り手」である小中高生の間ではSDGs教育等により、水問題を含む環境保全の取り組みに理解や関心を深めていることから、小学生でも理解できよう、誰もが読みやすく、情報を分かりやすく、シンプルに伝える必要がある。	
13	水道	広報・啓発	1 (5)	いま、経営環境を取り巻く状況は大きな変革期を迎えており。引き続き、社会経済情勢の変化が想定される中で、持続可能な事業経営を実現するには、30年程度の長いスパンで、財政収支見通しを明らかにした上で、利用者に理解と協力を得ていくことが不可欠である。併せて、利用者一人ひとりが水道経営を支えているという意識の醸成も必要である。そのためにも、経営状況を市民に分かりやすく情報発信し、事業経営に対する理解を深めてもらう必要がある。また、「行政からの情報伝達」だけの一方通行にならないよう、「事業者と利用者」のパートナーシップを確立するため、利用者からの声を聴く環境も整え、その意見を事業へ反映させていくことが重要である。	
14	下水道	広報・啓発	1 (5)	公共下水道事業は市民生活にとって欠かせないものであり、SDGsのゴール達成においても大きな役割を担っている。そのため、下水道が持つ役割・効果等について、関心を深めてもらうための広報・啓発が重要であるが、「行政からの情報伝達」だけの一方通行にならないように、市民の声も直接聞けるような啓発イベント等の開催や、情報発信に積極的に取り組み、「事業者と利用者」のパートナーシップを確立することが重要である。	

第1回から第3回審議会における上下水道事業に関する意見の一覧

番号	水道 下水道	項目	該当番号	内容	備考
15	下水道	広域化・官 民連携	1 (6)	社会インフラの持続可能なスタイルが変化する中で、国においては PPP/PFIの推進方針が打ち出されている。今後、資材・人員等の不足が想定される中で、一つの自治体だけで下水道の事業運営を行っていくことは非常に困難である。したがって、引き続き国の方針に従って官民連携を推進していくとともに、京都府や近隣自治体との広域化・共同化に加えて事業の連携等の取り組みに努めて欲しい。	
16	水道	施設・管路	2 (1)	管路の老朽化が進み、大規模な漏水が増えてくる。大規模漏水が発生する前に、漏水調査をするべきである。	
17	水道	施設・管路	2 (1)	経営戦略では、耐用年数や優先順位等に基づき、更新費用の平準化・抑制化を図ることで、資金を安定的に確保する収支計画を目指しているが、引き続き水の安定供給を前提として、今後の供給人口及び水需要の減少を想定した水道施設の再編・更新を行い、併せて、管路においてもアセットマネジメントに基づいた老朽管の更新・耐震化を進め、収支計画を踏まえた事業運営に取り組んで欲しい。	
18	水道	施設・管路	2 (1)	鉛製の給水管を使われている所は、水質の安全を確保するため、早急に取替工事を進めて欲しいです。	
19	水道	施設・管路	2 (1)	施設の老朽化で、思い切った施設の統廃合が必要です。	
20	水道	施設・管路 (府営水道 受水)	2 (1)	山城地域・加茂地域への府営水道用水ブレンドの可能性について検討を。	将来的には、南加茂台配水池の更新時に、加茂地域と木津地域の連絡管の整備を検討する予定です。山城地域は木津川で分断されているため、過去に水管橋の整備を検討しましたが、大きな費用がかかるため、見送った経緯があります。

第1回から第3回審議会における上下水道事業に関する意見の一覧

番号	水道 下水道	項目	該当番号	内容	備考
21	水道	経営改善	2 (2)	計画期間後の将来においては、管路の更新ペースを上げる必要があるなど、さらに支出が増えていく。将来の更新等に向けて財源を確保していく必要がある。	
22	水道	経営改善	2 (2)	節水は収益減の大きな要因となっているが、「節水しないで、どんどん使ってください」とは言えないところにジレンマがある。水は有限で貴重な資源ではあるが、水需要の減少は経営環境を大きく悪化させていく。近年、SDGs等への関心が高まる中、自然環境への配慮等、社会全体として節水に取り組む機運が高まっており、行政としても、利用者の方に節水を求めるることは必要かもしれないが、水道事業者の立場で考えると、(例えは)「水は作る段階で環境負荷を極力減らしているので、適切に節水し、遠慮なく使ってください」等のメッセージも発信していく時代ではないか。環境問題を考慮した節水等の啓発については、水道事業とは別に取り組んでいく必要がある。	
23	水道	経営改善	2 (2)	浄水場や管路等水道施設は世代を超えて使用する施設であり、これらの事業の財源確保にあたって、企業債は重要な資金調達の手段である。今後さらに資金需要の増大が見込まれる中、世代間負担の公平性も踏まえ、企業債を発行することが必要である。しかし、企業債に過度に依存すると、将来世代への大きな負担増加につながる。また、建設改良費に占める企業債充当率が高い場合は、将来の支払利息が大きくなり負担増となる。一方、企業債充当率が低い場合、給水収益で賄う資金量が大きくなる。企業債を発行する基準には、論理的な根拠づけが困難なため、審議会等で十分議論し、広く意見を聞く必要がある。	
24	水道	経営改善	2 (2)	令和4年度決算で28億円の現金保有は経営効率という観点では、非常に効率が悪いと考える。25%もの多額の料金引き上げを市民に強いる前に、未活用の現金を使って、引き上げ率を緩和するという経営努力を検討すべきではないか。	令和5年度末で残高28億円の財政調整基金については、令和15年度までに21億円取り崩し、その後も観音寺浄水場の更新等のため、ほぼすべてを取り崩す計画としています。

第1回から第3回審議会における上下水道事業に関する意見の一覧

番号	水道 下水道	項目	該当番号	内容	備考
25	水道	経営改善	2 (2)	料金改定により当年度純利益の黒字化を図っているが、多額の減価償却費があるなかで、赤字やむなしという考え方もあってもよいと考える。	減価償却費等による留保資金については、水道料金の改定を行わなかった場合、令和13年度にはマイナスとなる見込みです。また、特殊な公営企業会計の処理方法により、留保資金になるのは、減価償却費等から長期前受金戻入を引いた額となります。
26	水道	水道料金の改定	2 (3)	水道料金を1回で25%引き上げるのは大きいので、徐々に上げることも検討するべきである。	激変緩和を考慮した段階的な水道料金引き上げの資料を作成しました。<参考資料B-1~4>
27	水道	水道料金の改定	質問	<p>私たち利用者にとって安心して水道が利用できること、そして水道事業が安定的に運営されることが最も重要であると考えています。そのため、労働賃金や年金、物価上昇など、経済的な変動要因を踏まえた水道料金の引き上げに賛成しています。</p> <p>現在、配布いただいている資料では、引き上げ率が25%と示されています。料金改定の時期によってその意義が変わることもあります。例えば、前回の改定から1年後の引き上げと、10年後の引き上げでは、受け止め方が変わってきます。</p> <p>つきましては、今回の引き上げ（予定）までの期間や、前回の引き上げ率（改定率）について具体的な情報をご提供いただけますでしょうか。特に、上水道および下水道それぞれについて、可能な範囲で過去5回分程度のデータを、ご提供いただけると幸いです。</p>	平成19年の合併以降、水道料金及び下水道使用料は平成24年に旧町ごとに違った料金・使用料体系を統一して以降、水道料金については改定を行っておらず、下水道使用料については令和5年の約19.8%の引き上げを行ったのみです。<参考資料C>
28	水道	水道料金の改定	2 (3)	平成24年度の旧3町統合以降13年にわたり料金改定がされていないのであれば、今回の料金改定は必須と考えます。	

第1回から第3回審議会における上下水道事業に関する意見の一覧

番号	水道 下水道	項目	該当番号	内容	備考
29	水道	水道料金改定	2 (3) 4	新水道ビジョンの経営戦略どおり料金改定を進めるとする、 ①基本・従量一律25%アップではなく、基本・従量それぞれの料金コストの積算が求められるのではないかと考えます。 ②料金算定期間が令和9～15年度の7年間と長くなりますので、3年又は5年の算定期間を設け、令和15年度までの1回は料金コストの見直しが図れるようにした方が社会情勢の変化等に柔軟に対応できると考えます。	
30	水道	水道料金の改定	2 (3)	値上げラッシュのなか、水道料金の値上げはとても痛い。	
31	水道	水道料金の改定	2 (3)	3年弱のコロナの影響もあり、生活困窮者の方が社協にも相談にたくさんの方が来られます。水道料金の滞納の方も増えていると思います。水道料金を引き上げることで益々収益の減少になるのでは。	
32	水道	水道料金の改定（府営水道受水）	2 (3)	府営水道の料金の動向については経緯を見ていく必要がある。	新水道ビジョン策定時の府営水道受水費の算出資料を添付します。 建設負担水量の見直しは現在も協議中で、確定していません。<参考資料D>
33	水道	水道料金体系	2 (4)	口径30mm以下の従量料金単価が30m ³ で分かれているが、一般的な家庭層に大きな負担にならないように、例えば20m ³ や25m ³ に下げることも検討するべきではないか。	
34	水道	水道料金体系	2 (4)	段階的に従量料金を均一にしていきながら、家計の負担増にも配慮し、一部逓増制を維持しながら、単価差の逓増度を緩やかにしていくべきではないか。	

第1回から第3回審議会における上下水道事業に関する意見の一覧

番号	水道 下水道	項目	該当番号	内容	備考
35	水道	水道料金体系	2 (4)	現在、基本水量は10m ³ で、1m ³ から10m ³ までならいくら使っても同じ金額になっているが、このような料金体系は節水のインセンティブが働かないで、基本水量の廃止も含めて検討すべきである。経済的な事情もある家庭については、別途経済対策や減免措置で支援していく必要がある。	
36	水道	水道料金体系	2 (4)	水道施設を新しく作って増築していく拡大拡張期の利用者の負担の公平性と、現在の維持管理が中心となる時代の負担の公平性は異なるので、今の時代にふさわしい公平な料金体系を検討していく必要がある。	
37	水道	水道料金体系	2 (4)	現行の料金体系は、昭和40年代初頭（高度経済成長期）において、急増する水需要に水源開発が追いつかず、生活用水の確保のため水使用の抑制を図る必要から、使用水量が多くなるほど単価を高くする、「逓増型料金体系」を特例措置として導入したもので、今日の生活環境の変化・節水機器の普及・世帯人数の減少や、合わせて製造業界など使用量全体が減少し、水需要構造も変化している中で、逓増制という料金体系によって、水需要を抑制する必然性は失われており、料金体系を維持する合理性も薄いのではないか。なお、「新水道ビジョン（厚生労働省H25.3改訂）」においても、逓増料金制について、見直しを検討する旨の方針が示されている。	
38	水道	水道料金体系	2 (4)	現行の料金体系は、水道経営における水需要の減少以上の速さで収入減を招いている現状から、経営の安定に向けた料金体系にすべきと考える。今後、家計の負担増にも配慮し、当面は段階的に従量料金単価の均一化や、一部逓増制を維持しつつ、逓増度についての緩和、また、基本料金に一定水量を付与している部分は、節水インセンティブが働かないことから廃止の是非を含めて、料金体系全体の総合的な観点から見直しを検討する必要がある。なお、経済支援が必要な利用者については、社会福祉施策的な減免措置等により配慮する必要がある。なお、「水道料金算定要領（H27.2改訂）」にも、基本水量は漸進的に解消する旨の方針が示されている。	

第1回から第3回審議会における上下水道事業に関する意見の一覧

番号	水道 下水道	項目	該当番号	内容	備考
39	水道	水道料金体系	2 (4)	料金制度見直しの方向性としては、現行の二部料金制（基本料金・従量料金）を基本とし、これに、口径別基本料金制を合わせた料金体系とし、基本水量制は段階的に廃止するのが望ましいと考える。さらに、従量料金は負担の公平性からすると、口径別の差異や使用水量にかかわらず「均一」とすべきである。水道事業は典型的な装置事業であり、必然的に固定費が大きくなるため、可能な限り基本料金で収入を得ることが、安定した水道水供給を続けていくためには必要ではないか。また、従量料金で得られる割合が多い料金構造であると、給水量の減少以上に料金収入が減少する恐れもある。そのため、利用者への経済的負担に配慮しながら、基本料金で費用を回収するような料金体系を検討することも必要である。	
40	水道	水道料金体系	2 (4)	逓増型料金体系を設けた時代（施設の新設・増設等の拡張期）における負担の公平性と、現在のように、維持管理が中心となる時代における負担の公平性は大きく異なる。今の時代に相応しい、負担の公平性について検討する必要がある。また、経営安定化のためには、使用量・条件等にかかわらず、「全ての利用者が等しく経営を支える料金体系」とすることが望ましいと考える。	
41	水道	水道料金体系	2 (4)	料金体系については、例えば固定経費を基本料金、変動経費を使用料金とするなど、何らかの二部料金制を維持したほうが少しでも収入の安定が図れるのではないかと考えます。	
42	水道	水道料金体系	2 (4)	地域の高齢化に伴い、少量利用者も増えてしまうのではないかと考えられるため、基本水量10m ³ は早期廃止が経営上望ましいのではないかと考えます。	
43	水道	府営水道受水	質問	新水道ビジョンのP139、P140の計画上の受水費とP128の受水費推移とが一致しないのはなぜか。 計画上の受水費の見通しは、保守的なのか楽観的なのか、その中間なのか。	P128は府営水のみの受水費で税込、P139、P140は府営水と奈良水の合計で税抜となっているため、金額に相違がありますが、同じ条件で金額を算出しています。<参考資料D>

第1回から第3回審議会における上下水道事業に関する意見の一覧

番号	水道 下水道	項目	該当番号	内容	備考
44	下水道	施設・管渠 経営改善	3 (1) 3 (2)	下水道未普及地域の早期解消の促進や、下水道への接続促進の取組み等、着実な使用料収入を確保することが必要である。	
45	下水道	施設・管渠	3 (1)	木津川市は下水道管を敷設して30年くらいですか。先般のような埼玉道路陥没事故が発生しないためにも、未然に防止対策が必要です。	
46	下水道	施設・管渠	3 (1)	私の居住地は、未だ下水道管が通っていないため、水洗トイレですが、定期的に清掃に入っておられない家庭があつたりして、溝に汚泥が溜まり、匂いも鼻につき、不衛生な環境です。	
47	下水道	経営改善	3 (1)	企業経営の形態以前には下水道整備計画でインフラ整備の形で進められてきたが、現在は公営企業法適用で下水道事業経営という観点で戦略を立てるという段階にまできており、今後は資本的収支も含めて維持管理等も重要になってくる。	
48	下水道	経営改善 その他	3 (2) 4	使用料金の改定による収支の改善は、経営戦略に掲げられた事業計画と、経営基盤強化策が確実に実施されることが前提である。そのため、毎年度、的確に経営状況を把握するとともに、検証と見直しを着実に行い、将来世代への負担軽減に配慮しながら、経営の健全化を図る必要がある。	
49	下水道	経営改善	3 (2)	投資・財政計画等は、経営戦略の計画期間である10年間のみを検討するのではなく、30～50年スパンで検討し、将来の社会経済情勢等の急激な変化により、大幅な使用料改定等が発生することがないよう、長期的な視野を持って検討していくことも必要である。	

第1回から第3回審議会における上下水道事業に関する意見の一覧

番号	水道 下水道	項目	該当番号	内容	備考
50	下水道	経営改善	質問	会計での質問、収益的収支と資本的収支に於いてですが、ご教示下さい。資本的支出に計上する建設改良費で減価償却と固定資産は？ ※令和5年度決算書P28に記載のある固定資産明細書に於いて、資産の増加額（426,225,459円）に対して減価償却当年度増加額（1,058,911,505円）について、前年度に取得した試算が影響するですか。	減価償却の対象となる有形固定資産は、浄化センターの施設・設備や管渠等で、建設改良費から支出した改修工事費や管渠整備工事、事務費（人件費等）になります。資産の増加額は当年度の建設改良費から支出したもののが主となり（一部は建設仮勘定と各資産での移動あり）、減価償却累計額増加額は前年度までに固定資産となつた減価償却費を積み上げた金額となります。
51	下水道	下水道使用料	3 (3)	下水道事業が抱える要因は水道事業と酷似している。経営の安定化を図るために、使用料体系を工夫することが必要である。基本・従量使用料、基本水量、水量区分、従量使用料金のバランス、遙増度等の各視点から、今の時代に相応しい使用料体系について、審議会等で継続した議論が必要である。	
52	下水道	下水道使用料	3 (3)	現行の使用料体系では、一定水量（1ヶ月につき10m ³ ）の範囲での使用に対して、従量料金を賦課せず、定額の基本使用料のみの負担とする料金設定を採用している。この基本水量は、一定水量の範囲での使用者の料金の低廉化を図ることを目的として導入されているが、制度の導入当時と比較して、社会経済情勢等、生活スタイルが大きく変化している今日、基本水量の是非について検討を行うべきであり、継続する場合は、基本水量を縮小する方向等で工夫する必要がある。ただし、基本水量内の利用者の負担の増大への配慮（社会福祉施策的減免措置等）についても検討が必要である。	

第1回から第3回審議会における上下水道事業に関する意見の一覧

番号	水道 下水道	項目	該当番号	内容	備考
53	下水道	下水道使用 料	3 (3)	使用料における逓増型料金体系は、多量利用者の使用抑制を目的として導入された制度であり、逓増度が大きいほど利用者の負担が大きくなる。引き続き、有収水量の減少が見込まれる今日の状況を踏まえると、使用の抑制という制度の趣旨と経営実態とは乖離しており、逓増度の見直し等も含め、使用者全体に配慮し、負担の公平化を図る観点から、料金体系を検討すべきである。	
54	下水道	下水道使用 料 その他	3 (3) 4	令和5年1月に改定されて約2年であり、説明を聞く限り、今回特に改定の必要があるとは考えられません。 ただ、水道料金と同様に、3年又は5年の料金算定期間を設定し、定期的に料金コストの見直しが図れるようにすることが望ましいと考えます。	

資料2

木津川市水道料金及び公共下水道使用料審議会 全体スケジュール

	令和6年度								令和7年度												令和8年度						
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月			
第1回	●8/5	・委嘱状交付・諮詢 ・事業概要の説明																									
第2回			●11/14	・令和5年度の水道事業会計・公共下水道事業会計の決算状況 ・水道事業 施設状況・整備計画 ・公共下水道事業 施設状況・整備計画																							
第3回					●2/5	・水道事業 経営戦略(投資・財政計画) ・公共下水道事業 経営戦略(投資・財政計画)																					
第4回						●5/13	・意見集約																				
第5回							●7/上旬	・答申(案)作成																			
第6回								●9/上旬	・答申(案)作成																		
答申								●9/中旬	・答申																		

<開催スケジュールの前倒しを提案する理由>

水道料金の令和9年1月から改定率25%の引き上げについて、

- 委員から激変緩和との意見をいただき、計画期間中の給水収益を確保しつつ段階的引き上げをするには、第1段階の引き上げを前倒しする必要があるため。
- 木津川市議会産業建設常任委員会の令和7年度水道事業会計当初予算の審議においても、「市民の急激な負担の増加を軽減するために一部前倒しのうえ、段階的に実施を」との附帯意見があつたため。<参考資料A>

参考資料A

令和7年度第1回定例会
産業建設常任委員会 (R7.3.6)

産業建設常任委員会意見

議案第24号 令和7年度木津川市水道事業会計予算について

水道事業を取り巻く経営環境は、近年頻発する自然災害や、全国各地で多発している老朽管の破損による道路陥没事故の発生は、水道事業の存続に直結する問題となっている。一方、国においては、地方自治体の公共事業費に物価高騰や労務単価の上昇分を反映することを含め、水道施設及び老朽管などの更新事業の促進に向けた財政措置が講じられているところである。

このような状況下、木津川市としても、災害に強い水道施設、市民生活に欠かせない水の安定供給を保持することは、市議会としても大変重要な責務と考える。

このため、能登半島地震における被災地での水道耐震化の遅れが問題となったことなどを大きな教訓として、老朽化した水道施設の速やかな更新を図るとともに、早期に水道耐震化計画を策定し、水道管の計画的な耐震化を加速させていく必要があると考える。

については、以上の対応を具体化させるために、木津川市新水道ビジョン（中間改定版）において示されている改定率25%の試算の令和9年1月からの改定については、市民の急激な負担の増加を軽減するために一部前倒しのうえ段階的に実施することと、中長期の木津川市水道耐震化計画を策定し、計画的に耐震化を推進することを求める。

参考資料B－1

○給水収益・損益の見込み

(単位：千円・税抜)

区分			R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R6～R15合計
改定なし	現行の水道料金体系を維持	給水収益	1,204,987	1,193,927	1,194,184	1,189,006	1,187,635	1,179,564	1,174,995	1,170,730	1,167,380	1,161,135	1,158,394	11,776,950
		損益	17,025	△ 45,037	△ 43,787	△ 75,269	△ 105,773	△ 133,140	△ 163,455	△ 191,802	△ 213,869	△ 236,702	△ 259,333	△ 1,468,167
改定あり ビジョン	令和9年1月に25%引き上げ	給水収益	1,204,987	1,193,927	1,194,184	1,226,162	1,484,739	1,474,648	1,468,936	1,463,605	1,459,416	1,451,610	1,448,182	15,070,396
		損益	17,025	△ 45,037	△ 43,787	△ 38,113	191,331	161,944	130,486	101,073	78,167	53,773	30,455	620,292
改定あり 激変緩和	令和8年4月に15%引き上げ 令和10年4月に 10%（8.7%）引き上げ	給水収益	1,204,987	1,193,927	1,194,184	1,345,146	1,366,210	1,459,933	1,468,936	1,463,605	1,459,416	1,451,610	1,448,182	15,056,136
		損益	17,025	△ 45,037	△ 43,787	80,871	72,802	147,229	130,486	101,073	78,167	53,773	30,455	606,032

(単位：千円・税込)

区分	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R6～R15合計
山城浄水場の更新 R2～R8 総額約23.4億円												1,491,500
吐師受水場の更新 R8～R16 総額約28.2億円												2,280,100
加茂系の施設整備（観音寺浄水場、南加茂台配水池 の更新等） R13～R28 総額約65.6億円												167,100
機器更新 年平均1.8億円												1,819,400
管路更新 毎年度約3.3億円												3,294,700
その他（固定資産購入費、事務費）												571,340
											合計	9,624,140

参考資料B－1補足

○建設改良費の財源（令和6年度から15年度までの合計）

(千円)

区分	金額	備考
損益勘定留保資金、 利益剰余金 等	5,693,884	損益勘定留保資金： 減価償却費等一長期前受金戻入 利益剰余金：損益の利益
基金繰入金	2,100,000	財政調整基金取崩額
企業債	1,300,000	水道事業債
その他 (加入金・分担金、工事負担金、 他会計負担金・出資金)	530,256	うち一般会計負担金・出資金 ：149,725
合計	9,624,140	

○資金・基金、企業債の残高（令和6年度から15年度までの増減）

(千円)

区分	令和5年度末 残高	令和15年度末 残高	増減
<資金・基金の残高>			
資金 (損益勘定留保資金、 利益剰余金)	2,503,245	1,236,135	△ 1,267,110
財政調整基金	2,882,648	782,648	△ 2,100,000
合計	5,385,893	2,018,783	△ 3,367,110
<企業債の残高>			
企業債	1,580,201	1,967,838	387,637

※改定ありの場合

水道料金改定のイメージ

○資料の取扱い

改定率25%の場合はこの料金体系になるというものではなく、基本料金・従量料金の単価を一律25%の引き上げた場合のイメージになります。委員の皆様から料金体系についてご意見をいただくための参考資料となります。

○改定率25%の場合の基本料金・従量料金単価のイメージ

(単位：円)

口径 (mm)	<改定前>			<改定後>			<差額>	
	基本料金	従量料金		基本料金	従量料金		基本料金	従量料金
		11～30m ³	31m ³ ～		11～30m ³	31m ³ ～		
13	1,000			1,300			300	
20	1,400			1,800			400	
20減免	1,260			1,620			360	
25	1,900			2,400			500	
30	2,600			3,300			700	
40	3,500			4,400			900	
50	5,000			6,300			1,300	
75	11,000	1m ³ につき	190	13,800	1m ³ につき	240	2,800	1m ³ につき
100	18,000			22,500			4,500	50
150	48,000			60,000			12,000	

※基本水量（従量料金がかからない水量）は、「口径30mm以下：10m³」、「口径40mm以上：なし」となります。

※改定後の基本料金は10円単位を、従量料金は1円単位を四捨五入しています。

※20mmの減免は、規程に基づき200戸以上の集合住宅で一括検針において適用される基本料金になります。

○改定率25%の場合の水道料金のイメージ

口径13mm（主に一般家庭）

	改定前	改定後	差額	増減率
使用水量	10 m ³ まで	10 m ³ まで		
基本料金	1,000 円	1,300 円	300 円	30.0%
従量料金	0 円	0 円	0 円	—
税抜計	1,000 円	1,300 円	300 円	30.0%
税込計	1,100 円	1,430 円	330 円	30.0%
使用水量	20 m ³	20 m ³		
基本料金	1,000 円	1,300 円	300 円	30.0%
従量料金	1,400 円	1,800 円	400 円	28.6%
税抜計	2,400 円	3,100 円	700 円	29.2%
税込計	2,640 円	3,410 円	770 円	29.2%
使用水量	30 m ³	30 m ³		
基本料金	1,000 円	1,300 円	300 円	30.0%
従量料金	2,800 円	3,600 円	800 円	28.6%
税抜計	3,800 円	4,900 円	1,100 円	28.9%
税込計	4,180 円	5,390 円	1,210 円	28.9%

口径20mm（主に一般家庭）

	改定前	改定後	差額	増減率
使用水量	10 m ³ まで	10 m ³ まで		
基本料金	1,400 円	1,800 円	400 円	28.6%
従量料金	0 円	0 円	0 円	—
税抜計	1,400 円	1,800 円	400 円	28.6%
税込計	1,540 円	1,980 円	440 円	28.6%
使用水量	20 m ³	20 m ³		
基本料金	1,400 円	1,800 円	400 円	28.6%
従量料金	1,400 円	1,800 円	400 円	28.6%
税抜計	2,800 円	3,600 円	800 円	28.6%
税込計	3,080 円	3,960 円	880 円	28.6%
使用水量	30 m ³	30 m ³		
基本料金	1,400 円	1,800 円	400 円	28.6%
従量料金	2,800 円	3,600 円	800 円	28.6%
税抜計	4,200 円	5,400 円	1,200 円	28.6%
税込計	4,620 円	5,940 円	1,320 円	28.6%

口径25mm

	改定前	改定後	差額	増減率
使用水量	50 m ³	50 m ³		
基本料金	1,900 円	2,400 円	500 円	26.3%
従量料金	6,200 円	7,800 円	1,600 円	25.8%
税抜計	8,100 円	10,200 円	2,100 円	25.9%
税込計	8,910 円	11,220 円	2,310 円	25.9%

口径30mm

	改定前	改定後	差額	増減率
使用水量	50 m ³	50 m ³		
基本料金	2,600 円	3,300 円	700 円	26.9%
従量料金	6,200 円	7,800 円	1,600 円	25.8%
税抜計	8,800 円	11,100 円	2,300 円	26.1%
税込計	9,680 円	12,210 円	2,530 円	26.1%

口径40mm

	改定前	改定後	差額	増減率
使用水量	150 m ³	150 m ³		
基本料金	3,500 円	4,400 円	900 円	25.7%
従量料金	28,500 円	36,000 円	7,500 円	26.3%
税抜計	32,000 円	40,400 円	8,400 円	26.3%
税込計	35,200 円	44,440 円	9,240 円	26.3%

口径50mm

	改定前	改定後	差額	増減率
使用水量	250 m ³	250 m ³		
基本料金	5,000 円	6,300 円	1,300 円	26.0%
従量料金	47,500 円	60,000 円	12,500 円	26.3%
税抜計	52,500 円	66,300 円	13,800 円	26.3%
税込計	57,750 円	72,930 円	15,180 円	26.3%

口径75mm

	改定前	改定後	差額	増減率
使用水量	800 m ³	800 m ³		
基本料金	11,000 円	13,800 円	2,800 円	25.5%
従量料金	152,000 円	192,000 円	40,000 円	26.3%
税抜計	163,000 円	205,800 円	42,800 円	26.3%
税込計	179,300 円	226,380 円	47,080 円	26.3%

口径100mm

	改定前	改定後	差額	増減率
使用水量	3,000 m ³	3,000 m ³		
基本料金	18,000 円	22,500 円	4,500 円	25.0%
従量料金	570,000 円	720,000 円	150,000 円	26.3%
税抜計	588,000 円	742,500 円	154,500 円	26.3%
税込計	646,800 円	816,750 円	169,950 円	26.3%

口径150mm

	改定前	改定後	差額	増減率
使用水量	3,000 m ³	3,000 m ³		
基本料金	48,000 円	60,000 円	12,000 円	25.0%
従量料金	570,000 円	720,000 円	150,000 円	26.3%
税抜計	618,000 円	780,000 円	162,000 円	26.2%
税込計	679,800 円	858,000 円	178,200 円	26.2%

○改定率 2.5 % の場合の口径別全体額のイメージ

(税抜)

口径	件数	改定前 水道料金 全体額	改定後 水道料金 全体額	差額	増減率	改定後 水道料金 全体額の 割合
13mm	8,043	202,341 千円	260,554 千円	58,213 千円	28.8%	16.9%
20mm	22,558	760,253 千円	974,771 千円	214,518 千円	28.2%	63.3%
25mm	392	41,050 千円	51,389 千円	10,339 千円	25.2%	3.3%
30mm	8	735 千円	924 千円	189 千円	25.7%	0.1%
40mm	254	90,389 千円	114,111 千円	23,722 千円	26.2%	7.4%
50mm	76	51,436 千円	64,957 千円	13,521 千円	26.3%	4.2%
75mm	17	35,290 千円	44,557 千円	9,267 千円	26.3%	2.9%
100mm	2	16,172 千円	20,423 千円	4,251 千円	26.3%	1.3%
150mm	3	7,320 千円	9,223 千円	1,903 千円	26.0%	0.6%
合計	31,353	1,204,986 千円	1,540,909 千円	335,923 千円	27.9%	100.0%

※件数・全体額は令和5年度実績から概算を算出しています。

水道料金改定のイメージ

○資料の取扱い

改定率15%の場合はこの料金体系になるというものではなく、基本料金・従量料金の単価を一律15%の引き上げた場合のイメージになります。委員の皆様から料金体系についてご意見をいただくための参考資料となります。

○改定率15%の場合の基本料金・従量料金単価のイメージ

(単位：円)

口径 (mm)	<改定前>			<改定後>			<差額>	
	基本料金	従量料金		基本料金	従量料金		基本料金	従量料金
		11～30m ³	31m ³ ～		11～30m ³	31m ³ ～		
13	1,000			1,200			200	
20	1,400			1,600			200	
20減免	1,260			1,440			180	
25	1,900			2,200			300	
30	2,600			3,000			400	
40	3,500			4,000			500	
50	5,000			5,800			800	
75	11,000	1m ³ につき	190	12,700	1m ³ につき	220	1,700	1m ³ につき
100	18,000			20,700			2,700	30
150	48,000			55,200			7,200	

※基本水量（従量料金がかからない水量）は、「口径30mm以下：10m³」、「口径40mm以上：なし」となります。

※改定後の基本料金は10円単位を、従量料金は1円単位を四捨五入しています。

※20mmの減免は、規程に基づき200戸以上の集合住宅で一括検針において適用される基本料金になります。

○改定率15%の場合の水道料金のイメージ

口径13mm（主に一般家庭）

	改定前	改定後	差額	増減率
使用水量	10 m ³ まで	10 m ³ まで		
基本料金	1,000 円	1,200 円	200 円	20.0%
従量料金	0 円	0 円	0 円	—
税抜計	1,000 円	1,200 円	200 円	20.0%
税込計	1,100 円	1,320 円	220 円	20.0%
使用水量	20 m ³	20 m ³		
基本料金	1,000 円	1,200 円	200 円	20.0%
従量料金	1,400 円	1,600 円	200 円	14.3%
税抜計	2,400 円	2,800 円	400 円	16.7%
税込計	2,640 円	3,080 円	440 円	16.7%
使用水量	30 m ³	30 m ³		
基本料金	1,000 円	1,200 円	200 円	20.0%
従量料金	2,800 円	3,200 円	400 円	14.3%
税抜計	3,800 円	4,400 円	600 円	15.8%
税込計	4,180 円	4,840 円	660 円	15.8%

口径20mm（主に一般家庭）

	改定前	改定後	差額	増減率
使用水量	10 m ³ まで	10 m ³ まで		
基本料金	1,400 円	1,600 円	200 円	14.3%
従量料金	0 円	0 円	0 円	—
税抜計	1,400 円	1,600 円	200 円	14.3%
税込計	1,540 円	1,760 円	220 円	14.3%
使用水量	20 m ³	20 m ³		
基本料金	1,400 円	1,600 円	200 円	14.3%
従量料金	1,400 円	1,600 円	200 円	14.3%
税抜計	2,800 円	3,200 円	400 円	14.3%
税込計	3,080 円	3,520 円	440 円	14.3%
使用水量	30 m ³	30 m ³		
基本料金	1,400 円	1,600 円	200 円	14.3%
従量料金	2,800 円	3,200 円	400 円	14.3%
税抜計	4,200 円	4,800 円	600 円	14.3%
税込計	4,620 円	5,280 円	660 円	14.3%

口径25mm

	改定前	改定後	差額	増減率
使用水量	50 m ³	50 m ³		
基本料金	1,900 円	2,200 円	300 円	15.8%
従量料金	6,200 円	7,200 円	1,000 円	16.1%
税抜計	8,100 円	9,400 円	1,300 円	16.0%
税込計	8,910 円	10,340 円	1,430 円	16.0%

口径30mm

	改定前	改定後	差額	増減率
使用水量	50 m ³	50 m ³		
基本料金	2,600 円	3,000 円	400 円	15.4%
従量料金	6,200 円	7,200 円	1,000 円	16.1%
税抜計	8,800 円	10,200 円	1,400 円	15.9%
税込計	9,680 円	11,220 円	1,540 円	15.9%

口径40mm

	改定前	改定後	差額	増減率
使用水量	150 m ³	150 m ³		
基本料金	3,500 円	4,000 円	500 円	14.3%
従量料金	28,500 円	33,000 円	4,500 円	15.8%
税抜計	32,000 円	37,000 円	5,000 円	15.6%
税込計	35,200 円	40,700 円	5,500 円	15.6%

口径50mm

	改定前	改定後	差額	増減率
使用水量	250 m ³	250 m ³		
基本料金	5,000 円	5,800 円	800 円	16.0%
従量料金	47,500 円	55,000 円	7,500 円	15.8%
税抜計	52,500 円	60,800 円	8,300 円	15.8%
税込計	57,750 円	66,880 円	9,130 円	15.8%

口径75mm

	改定前	改定後	差額	増減率
使用水量	800 m ³	800 m ³		
基本料金	11,000 円	12,700 円	1,700 円	15.5%
従量料金	152,000 円	176,000 円	24,000 円	15.8%
税抜計	163,000 円	188,700 円	25,700 円	15.8%
税込計	179,300 円	207,570 円	28,270 円	15.8%

口径100mm

	改定前	改定後	差額	増減率
使用水量	3,000 m ³	3,000 m ³		
基本料金	18,000 円	20,700 円	2,700 円	15.0%
従量料金	570,000 円	660,000 円	90,000 円	15.8%
税抜計	588,000 円	680,700 円	92,700 円	15.8%
税込計	646,800 円	748,770 円	101,970 円	15.8%

口径150mm

	改定前	改定後	差額	増減率
使用水量	3,000 m ³	3,000 m ³		
基本料金	48,000 円	55,200 円	7,200 円	15.0%
従量料金	570,000 円	660,000 円	90,000 円	15.8%
税抜計	618,000 円	715,200 円	97,200 円	15.7%
税込計	679,800 円	786,720 円	106,920 円	15.7%

○改定率 1.5 % の場合の口径別全体額のイメージ

(税抜)

口径	件数	改定前 水道料金 全体額	改定後 水道料金 全体額	差額	増減率	改定後 水道料金 全体額の 割合
13mm	8,043	202,341 千円	237,415 千円	35,074 千円	17.3%	17.1%
20mm	22,558	760,253 千円	870,650 千円	110,397 千円	14.5%	62.7%
25mm	392	41,050 千円	47,841 千円	6,791 千円	16.5%	3.4%
30mm	8	735 千円	855 千円	120 千円	16.3%	0.1%
40mm	254	90,389 千円	104,500 千円	14,111 千円	15.6%	7.5%
50mm	76	51,436 千円	59,567 千円	8,131 千円	15.8%	4.3%
75mm	17	35,290 千円	40,854 千円	5,564 千円	15.8%	2.9%
100mm	2	16,172 千円	18,722 千円	2,550 千円	15.8%	1.3%
150mm	3	7,320 千円	8,462 千円	1,142 千円	15.6%	0.6%
合計	31,353	1,204,986 千円	1,388,866 千円	183,880 千円	15.3%	100.0%

※件数・全体額は令和5年度実績から概算を算出しています。

京都府内の他市町との料金体系の比較 (R7.4.1現在)

※各表の右上に、口径20mmで1ヶ月20m³使用の場合の金額を算定しています。 金額は税抜きです。

	木津川市	2,800 円
基本料金	0~10m ³	1,400 円
従量料金 (1m ³ につき)	11~20m ³	140 円
	21~30m ³	
	31m ³ ~	

一般用	京田辺市	2,196 円
基本料金		1,066 円
従量料金 (1m ³ につき)	1~15m ³	28 円
	16~30m ³	
	31m ³ ~	

	精華町	2,510 円
基本料金	0~10m ³	960 円
従量料金 (1m ³ につき)	11~20m ³	155 円
	21~30m ³	165 円
	31~40m ³	175 円
	41~50m ³	185 円
	51~100m ³	195 円
	101~1,000m ³	230 円
	1,001~3,000m ³	260 円
	3,001m ³ ~	280 円

※ 令和6年10月~改定 (約15~30%増)

改定率25%の場合のイメージ

	木津川市	3,600 円
基本料金	0~10m ³	1,800 円
従量料金 (1m ³ につき)	11~20m ³	180 円
	21~30m ³	
	31m ³ ~	

改定率15%の場合のイメージ

	木津川市	3,200 円
基本料金	0~10m ³	1,600 円
従量料金 (1m ³ につき)	11~20m ³	160 円
	21~30m ³	
	31m ³ ~	

家庭用	宇治市	3,102 円
基本使用料	0~8m ³	1,030 円
超過使用料 (1m ³ につき)	9~20m ³	161 円
	21~40m ³	196 円
	41~60m ³	208 円
	61m ³ ~	227 円
メーター使用料	口径20mm	140 円

※ 令和4年10月~改定 (約14.4%増)

一般用	城陽市	3,320 円
基本料金		2,940 円
従量料金 (1m ³ につき)	1~20m ³	50 円
	21~40m ³	135 円
	41~60m ³	195 円
	61~80m ³	260 円
	81~100m ³	295 円
	101~200m ³	330 円
	201~5,000m ³	370 円
	5,001m ³ ~	330 円

※ 令和6年8月~改定 (約23%増)

	向日市	2,815 円
基本料金		1,120 円
従量料金 (1m ³ につき)	1~5m ³	55 円
	6~10m ³	60 円
	11~20m ³	112 円
	21~30m ³	190 円
	31~50m ³	245 円
	51~500m ³	280 円
	501~1,250m ³	320 円
	1,250~2,500m ³	330 円
	2,501~5,000m ³	350 円
	5,001m ³ ~	340 円

一般用	長岡京市	2,820 円
準備料金		1,120 円
水量料金 (1m ³ につき)	1~10m ³	60 円
	11~20m ³	110 円
	21~30m ³	205 円
	31~100m ³	215 円
	101~3,000m ³	230 円
	3,001~10,000	240 円
	10,001m ³ ~	190 円

普通用	八幡市	3,372 円
基本料金	0~6m ³	1,210 円
従量料金 (1m ³ につき)	7~10m ³	128 円
	11~20m ³	165 円
	21~30m ³	200 円
	31~50m ³	250 円
	51~100m ³	260 円
	101~5,000m ³	280 円
	5,001m ³ ~	198 円

※ 令和5年4月~改定 (平均17.7%増)

生活用	大山崎町	3,850 円
基本料金	0~5m ³	1,600 円
超過料金 (1m ³ につき)	6~10m ³	30 円
	11~20m ³	210 円
	21~30m ³	240 円
	31~50m ³	265 円
	51~100m ³	290 円
	101m ³ ~	315 円

	久御山町	3,300 円
基本料金		1,200 円
従量料金 (1m ³ につき)	1~10m ³	45 円
	11~20m ³	165 円
	21~500m ³	185 円
	501~3,000m ³	215 円
	3,001m ³ ~	230 円

※ 令和7年4月~改定 (平均16.9%増)

水道料金・下水道使用料等に係る経過について

平成18年度

旧三町合併（平成19年3月12日）
『木津川市水道ビジョン』の策定

平成19年度

水道事業
【会計】合併前の旧事業セグメント
・木津川市木津地区上水道事業
・木津川市加茂地区上水道事業
・木津川市山城地区上水道事業
・木津川市瓶原地区簡易水道事業
【水道料金】設定料金・体系は合併前の旧町単位

下水道事業

【下水道使用料】設定使用料・体系は合併前の旧町単位

H20.2～H22.10【審議会】

水道料金・下水道使用料の市内格差解消のため統一化が必要水道料金＝給水原価と供給単価の差を埋め、経営状況の改善
下水道使用料＝一般会計繰入金による補填状況の改善

経営審議会

府営水道

平成24年度

水道事業
【会計】旧町上水道事業を木津川市水道事業として統合
【水道料金】設定料金・体系の統一
木津（増）・加茂（減）・山城（減）※口径13mm・20mmの場合
下水道事業
【下水道使用料】設定使用料・体系の統一
木津（増）・加茂（増）・山城（増）

H22.11 料金格差の是正
基本水量のあり方について

宇治系	木津系	乙訓系
宇-城-八-久	京田-木-精	向-長-大
同	引下	基本引下

H23.4～
H27.3

H27.8～H29.4【審議会】

水道料金＝現行体系等を維持しつつ、検針隔月化の検討など経営改善策の実施
下水道使用料＝現状維持し、経営改善のための経営戦略策定の実施

H26.11 木津・乙訓系の料金統一
建設負担水量の調整検討

宇治系	木津・乙訓系	
宇-城-八-久	京田-木-精-向-長-大	
経過措置引上	引下	引下
R2.3		

H27.4～
R2.4～
R4.3

平成29年度

水道事業
【会計】木津川市瓶原地区簡易水道事業を木津川市水道事業として統合**下水道事業**
【会計】公共下水道事業の地方公営企業法の一部適用（公営企業会計化）

R元.12 全水系の料金統一
建設負担水量の調整検討

全水系		
宇-城-八-久-京田-木-精-向-長-大		
引上	引下	引下

R4.4～
～R7.3

平成30年度

『木津川市新水道ビジョン』の策定
『木津川市公共下水道事業経営戦略』の策定

令和2年度

水道事業
水道事業管理者の就任（～令和4年度末）

※略字について

宇：宇治市

城：城陽市

八：八幡市

久：久御山町

京：京田辺市

木：木津川市

向：向日市

長：長岡京市

大：大山崎町

R元.8～R3.7【審議会】

水道料金＝現行体系等を維持しつつ、更なる経費削減努力
下水道使用料＝独立採算による安定事業継続と基準外繰入金の削減のため、**使用料改定実施が必要**

令和4年度

下水道事業
【下水道使用料】令和5年1月施行 使用料改定19.8%引上

令和5年度

上下水道部
下水道事業に地方公営企業法の全部適用実施。
上下水道部組織統合により2課体制とし、上下水道事業管理者の設置（職務代理対応）

令和6年度

『木津川市新水道ビジョン』の改定
『木津川市公共下水道事業経営戦略』の改定

R6.8～【審議会】

※新水道ビジョン改定に基づく水道料金改定について審議

令和7年度

上下水道部
上下水道事業管理者を廃止し、管理者の権限は市長が行う。

京都府営水道水道料金（受水費） 建設負担水量の見直しの影響

参考資料D

○府営水道料金単価の見通し

	現行	次期					次々期
	R2～6	R7	R8	R9	R10	R11	R12～16
建設負担料金（円／m ³ ）	55	51					49～50
使用料金（円／m ³ ）	28	32					36～37

○単価改定なし、建設負担水量の見直しなしの場合

	現行	次期					次々期
	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
<建設負担料金>							
単価（円／m ³ ）	55	55	55	55	55	55	55
建設負担水量（m ³ ／日）	14,500	14,500	14,500	14,500	14,500	14,500	14,500
建設負担料金（千円／年・税抜）	291,088	291,088	291,088	291,885	291,088	291,088	291,088
<使用料金>							
単価（円／m ³ ）	28	28	28	28	28	28	28
使用水量（m ³ ／日）	13,435	13,286	13,137	13,098	13,059	13,019	12,981
使用料金（千円・税抜）	137,306	135,783	134,260	134,228	133,463	133,054	132,666
<合計>							
建設負担料金＋使用料金（千円／年・税抜）	428,394	426,871	425,348	426,113	424,551	424,142	423,754

○単価改定あり、建設負担水量の見直しありの場合（経過措置あり）

	現行	次期					次々期
	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
<建設負担料金>							
単価（円／m ³ ）	55	51	51	51	51	51	50
建設負担水量（m ³ ／日）	14,500	14,500	15,000	15,500	16,000	16,500	16,500
建設負担料金（千円／年・税抜）	291,088	269,918	279,225	289,323	297,840	307,148	301,125
<使用料金>							
単価（円／m ³ ）	28	33	33	33	33	33	38
使用水量（m ³ ／日）	13,435	13,286	13,137	13,098	13,059	13,019	12,981
使用料金（千円・税抜）	137,306	160,030	158,235	158,198	157,296	156,814	180,046
<合計>							
建設負担料金＋使用料金（千円／年・税抜）	428,394	429,948	437,460	447,521	455,136	463,962	481,171

○受水費差額

	現行	次期					次々期
	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
<見直しあり>－<見直しなし>（千円）	0	3,077	12,112	21,408	30,585	39,820	57,417

※建設負担水量の見直しは現在も京都府と受水市町で協議中であり、新水道ビジョンでは京都府が示した案に基づき算出しています。